

平成 17 年第 2 回防府市議会定例会会議録（その 1）

平成 17 年 6 月 13 日（月曜日）

議事日程

平成 17 年 6 月 13 日（月曜日）

午前 10 時 開会

- 1 開 会
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 会期の決定
- 4 交通網整備促進対策特別委員会の中間報告
- 5 中心市街地活性化対策調査特別委員会の中間報告
- 6 推薦第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 7 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 8 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
- 9 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
- 10 報告第 8 号 防府市土地開発公社の経営状況報告について
- 11 報告第 9 号 財団法人防府スポーツセンターの経営状況報告について
- 12 報告第 10 号 財団法人防府市住宅協会の経営状況報告について
- 13 報告第 11 号 財団法人防府市公営施設管理公社の経営状況報告について
- 14 報告第 12 号 社会福祉法人防府市社会福祉事業団の経営状況報告について
- 15 報告第 13 号 財団法人防府市公園緑地協会の経営状況報告について
- 16 報告第 14 号 財団法人防府市水道サービス公社の経営状況報告について
- 17 報告第 15 号 財団法人防府市文化振興財団の経営状況報告について
- 18 報告第 16 号 社団法人防府市農業公社の経営状況報告について
- 19 報告第 17 号 平成 16 年度防府市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 20 報告第 18 号 平成 16 年度防府市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 21 報告第 19 号 平成 16 年度防府市競輪事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 22 報告第 20 号 平成 16 年度防府市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 23 報告第 21 号 平成 16 年度防府市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

て

- 24 報告第 2 2 号 専決処分の報告について
- 報告第 2 3 号 専決処分の報告について
- 報告第 2 4 号 専決処分の報告について
- 25 報告第 2 5 号 専決処分の報告について
- 26 議案第 4 8 号 市道路線の認定について
- 27 議案第 4 9 号 財産の取得について
- 28 議案第 5 0 号 財産の取得について
- 議案第 5 1 号 財産の取得について
- 議案第 5 2 号 財産の取得について
- 29 議案第 5 3 号 委託契約の締結について
- 30 議案第 5 4 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 5 5 号 工事請負契約の締結について
- 31 議案第 5 6 号 工事請負契約の締結について
- 32 議案第 5 7 号 防府市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について
- 33 議案第 5 8 号 防府市中高年齢労働者福祉センター設置及び管理条例中改正について
- 34 議案第 5 9 号 防府市税条例中改正について
- 35 議案第 6 0 号 防府市公設青果物地方卸売市場業務条例中改正について
- 36 議案第 6 1 号 防府市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例中改正について
- 37 議案第 6 2 号 防府市消防団員等公務災害補償条例中改正について
- 38 議案第 6 3 号 防府市火災予防条例中改正について
- 39 議案第 6 4 号 平成 1 7 年度防府市一般会計補正予算（第 1 号）
- 40 議案第 6 5 号 平成 1 7 年度防府市老人保健事業特別会計補正予算（第 1 号）

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員（ 2 9 名 ）

1 番 今 津 誠 一 君

2 番 伊 藤 央 君

3番	松村学君	4番	山下和明君
5番	重川恭年君	6番	斉藤旭君
7番	藤本和久君	8番	弘中正俊君
9番	田中敏靖君	10番	木村一彦君
12番	横田和雄君	13番	平田豊民君
14番	安藤二郎君	15番	藤野文彦君
16番	三原昭治君	17番	高砂朋子君
18番	行重延昭君	19番	原田洋介君
20番	河杉憲二君	21番	河村龍夫君
22番	大村崇治君	23番	佐鹿博敏君
24番	山根祐二君	25番	田中健次君
26番	馬野昭彦君	27番	中司実君
28番	山田如仙君	29番	深田慎治君
30番	久保玄爾君		

欠席議員（1名）

11番 山本久江君

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	土井章君
収入役	林甫君	財務部長	中村隆君
総務部長	嘉村悦男君	総務課長	岡本幸生君
生活環境部長	三谷勇生君	産業振興部長	桑原正文君
土木都市建設部長	金子正幸君	土木都市建設部理事	藤本澄夫君
健康福祉部長	和田康夫君	教育長	岡田利雄君
教育委員会参事	恵藤豊君	水道事業管理者	吉田敏明君
水道局次長	井上孝一君	消防長	岡本勝實君
監査委員	大木孝好君		

事務局職員出席者

議会事務局長 檜垣健次君 議会事務局次長 徳富健司君

午前 10 時 開会

議長（久保 玄爾君） ただいまから平成 17 年第 2 回防府市議会定例会を開会いたします。

議長（久保 玄爾君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。欠席の届け出のありました議員は山本議員であります。

会議録署名議員の指名

議長（久保 玄爾君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。27番、中司議員、28番、山田議員、御兩名にお願い申し上げます。

会期の決定

議長（久保 玄爾君） 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月29日までの17日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から6月29日までの17日間と決定いたしました。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） この際、4月に執行部の人事異動が発令されましたので、自己紹介を受けます。

それでは、順次お願いいたします。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 17年4月1日付で土木建築部と都市整備部が統合されまして土木都市建設部となりました。土木都市建設部長を仰せつかりました金子と申します。引き続きよろしくお願い致します。

土木都市建設部理事（藤本 澄夫君） 同じく土木都市建設部理事兼ねて市街地開発課所掌事務担当を拝命いたしました藤本澄夫でございます。よろしくお願い致します。

消防長（岡本 勝實君） 消防長を命ぜられました岡本勝實でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議会事務局長（檜垣 健次君） 議会事務局長を命ぜられました檜垣健次と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

総務部次長（久保 茂樹君） 総務部次長を命ぜられました久保茂樹と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

財務部参事（杉田 潤一君） 財務部参事兼ねて収納課長を命ぜられました杉田潤一と申します。どうぞよろしくお願います。

生活環境部次長（黒宰 満君） 生活環境部次長を拝命しました黒宰満でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

健康福祉部次長（山下 陽平君） 健康福祉部次長兼ねて福祉事務所次長を命ぜられました山下陽平です。よろしくお願いいたします。

産業振興部次長（中村 武文君） 産業振興部次長を命ぜられました中村武文でございます。よろしくお願ひします。

土木都市建設部次長（吉村 廣樹君） 土木都市建設部次長を命ぜられました吉村廣樹でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

土木都市建設部次長（島本 正輝君） 土木都市建設部次長、技術担当を命ぜられました島本正輝でございます。どうぞよろしくお願ひします。

教育委員会参事（恵藤 豊君） 教育委員会参事兼ねて総務課長を命ぜられました恵藤豊です。どうぞよろしくお願ひします。

教育委員会参事（三宅 眞嗣君） 教育委員会参事兼ねて図書館長を命ぜられました三宅眞嗣と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

農業委員会事務局長（渡邊 知明君） 農業委員会事務局長を命ぜられました渡邊知明と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

選挙管理委員会事務局長（松吉 栄君） 選挙管理委員会事務局長を命ぜられました松吉栄と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

消防次長（吉武 豊明君） 消防本部次長兼ねて総務課長を命ぜられました吉武豊明でございます。よろしくお願ひします。

水道局参事（阿部 勝正君） 水道局参事兼ねて総務課長を拝命いたしました阿部勝正と申します。よろしくお願いいたします。

工事検査監室次長（石部 耕三君） 工事検査監室次長を命ぜられました石部耕三と申します。よろしくお願ひします。

企画政策課長（山辺 勇君） 今年度から企画課と総合政策課が統合され企画政策課となりましたが、企画政策課長を命ぜられました山辺勇と申します。よろしくお願いいたします。

企画政策課主幹（村田 信行君） 企画政策課主幹の村田信行です。よろしくお願いいたします。

職員課長（本廣 繁君） 職員課長を命ぜられました本廣繁と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

収納課主幹（安田 憲生君） 収納課主幹、徴収対策推進室長を命ぜられました安田憲生と申します。よろしくお願いいたします。

監理課長（林 國明君） 監理課長を命ぜられました林國明と申します。よろしくお願いいたします。

生活環境課主幹（金田 巧君） 生活環境課主幹を命ぜられました金田巧と申します。よろしくお願いいたします。

子育て支援課長（岡村 博司君） 新しく子育て支援課長を命ぜられました岡村です。よろしくお願いいたします。

社会福祉課長（永田 典昭君） 健康福祉部社会福祉課長を命ぜられました永田典昭でございます。よろしくお願いいたします。

農業農村課長（三輪 栄一君） 農業農村課長を命ぜられました三輪栄一でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

農業農村課主幹（延永 修君） 同じく農業農村課主幹兼ねて青果市場長の延永修と申します。よろしくお願いいたします。

林務水産課長（宮村揚子彦君） 林務水産課長を命ぜられました宮村揚子彦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

商工課長（橋本 哲行君） 産業振興部商工課長を拝命しました橋本哲行と申します。よろしくお願いいたします。

観光課長（藤井 淑男君） 観光課長を命ぜられました藤井淑男と申します。どうぞひとつよろしくお願いいたします。

会計課長（浅村 博君） 会計課長を拝命しました浅村博と申します。よろしくお願いいたします。

学校教育課長（寺内 淳君） 学校教育課長を命ぜられました寺内淳と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

文化財保護課長（徳光 辰雄君） 教育委員会文化財保護課長を拝命しました徳光です。よろしくお願いいたします。

スポーツ振興課長（山本 茂君） 教育委員会スポーツ振興課長を命ぜられました山本茂でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議会事務局次長（徳富 健司君） 議会事務局次長を命ぜられました徳富健司と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

監査委員事務局次長（小野寺光雄君） 監査委員事務局次長を命ぜられました小野寺光雄と申します。よろしくお願ひします。

議長（久保 玄爾君） 以上で自己紹介を終わります。

市長行政報告（追加）

議長（久保 玄爾君） ここで、市長より防府市中心市街地開発事業者提案募集の中止について行政報告を行いたい旨の申し出があります。この際、市長行政報告を日程に追加することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、市長行政報告を日程に追加することに決しました。

これより市長の行政報告を受けます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 防府市中心市街地開発事業者提案募集の中止について御報告申し上げます。

防府市土地開発公社におきましては、防府駅てんじんぐち西側の開発用地について、従前よりホテル誘導用地として位置づけられていること、また新たな施設の建設により、アスパラートをはじめ再開発ビルや多目的広場と連結した都市空間が整備され、駅周辺の活性化やバランスのよいにぎわいの創出が期待されることから、当該用地に宿泊機能を有する施設を建設する開発計画の提案募集を鋭意進めてまいりました。

しかしながら、本市の経済環境も変化している中、10年以上も前の計画に基づいた位置づけのまま進めてよいものかどうか、公募に当たり、もう少し情報開示を十分にすべきであったのではないかと、募集内容を特定の業種に限定するのは公平性に欠けるのではないかと、等々について熟慮してまいりました結果、今回の提案募集は中止することにいたしました。

なお、この募集に応募された企業グループに対しましては、行政の責任者として誠意を尽くして御説明いたしましたところ、御理解をいただいたところでございます。

また、当該用地の処分につきましては、今後、市民代表や有識者の方々の御意見もいただきながら十分検討してまいりたいと存じます。

以上、御報告申し上げます。

議長（久保 玄爾君） ただいまの行政報告に対する質疑につきましては、一般質問に含めてお願いしたいと思います。したがって、この質問の要旨は本日の午後 5 時までに御提出いただきますよう、お願いいたします。

交通網整備促進対策特別委員会の中間報告

議長（久保 玄爾君） この際、交通網整備促進対策特別委員会及び中心市街地活性化対策調査特別委員会より、審査の過程について中間報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

なお、質疑につきましては、各特別委員長の中間報告の後、一括で受けたいと思います。まず、交通網整備促進対策特別委員会の中間報告を受けます。27番。

〔交通網整備促進対策特別委員長 中司 実君 登壇〕

27番（中司 実君） 去る5月24日に交通網整備促進対策特別委員会を開催し、主要幹線道路についての要望及び事業進捗状況並びにパーソントリップ調査について協議いたしましたので、御報告申し上げます。

初めに、主要幹線道路要望についてでございますが、執行部より「平成17年度・道路財源の拡大・確保については、極めて厳しい状況にある中、受益者負担という制度趣旨にのっとり、自動車重量税を含む道路特定財源は、すべて道路整備に充当するよう、山口県をはじめとする各関係機関へ道路整備予算の獲得要望を。また、一般国道2号の事業促進につきましては、富海地区、大道地区における2車線区間に起因した交通混雑解消や円滑な救急活動を確保するための拡幅要請が地域住民より高まっているため、その他の市内暫定2車線区間の4車線化・所要の立体交差化とあわせ、安全で快適な国道2号の早期整備について国土交通省への要望を行いました」との報告を受けました。

次に、幹線道路の事業進捗状況につきましては、都市計画道路環状1号線、都市計画道路佐波新田線、佐波川自転車道、一般県道大内右田線及び中関港線、農免農道牟礼小野線についての事業内容、事業費、用地補償の状況、今年度末における事業進捗率等について報告を受けました。

このうち、一般県道中関港線については、事業期間が平成15年度から平成21年度までとなっておりますが、現在は未定となっております、平成16年度の実績はないとのことでした。

以上の幹線道路に関する報告を受けた後、質疑に入りました。

主なものを申し上げますと、「環状1号線については、現在、牟礼南小学校のところまで来ているが、今後真っすぐに北に上がるのか、それとも右に折れるのか」との質疑に対

し、「今のところ、北に上がる方がよいのではということで要望いたしております」との答弁がございました。これに対して、「上に行くか右に行くかは重要な問題であり、地元としては早く決めてほしい」との要望がございました。

また、「一般県道中関港線について、休止となった理由は。また、休止ということは将来復活することがあり得るのか」との質疑に対し、「一般県道中関港線につきましては、地元説明会が開催されましたが、一部反対等が出てまいりました。現在、地元調整にしばし時間を要しており、現時点では休止あるいは未定の状態です」との答弁がございました。

次に、パーソントリップ調査につきまして御報告申し上げます。

執行部から、パーソントリップ調査の目的、調査対象範囲、調査対象者、調査方法及び調査・検討の進め方について報告を受けました。このうち調査・検討の進め方については、平成15年度にパーソントリップ調査を実施し、平成16年度に調査結果の集計、分析、将来交通需要の予測を、平成17年度に都市圏将来像の提案、総合的な交通計画の検討が行われる予定であるとのことでした。

これに対する質疑の主なものを申し上げますと、「公共交通の満足度では、バスについては、運行本数や終発時間等に対する不満が多いが、将来的な公共交通のあり方の方向性をある程度検討されていると思うが、現時点でどういう方向性が見えてくるのか」との質疑に対し、「山口・防府都市圏におきましては、鉄道の利用率が1.9%、バスの利用率が0.8%となっております。したがって、公共輸送機関の運送業者が経営的にペイできるかということで、非常に消極的なのが実情です。将来は老人も免許を持つ時代になってまいりますので、その辺も加味して、今後検討することになると思われます」との答弁がございました。

また、「防府市内の地域別の交通量もこの調査で把握しているのか」との質疑に対して、「山口・防府都市圏全体を約60ゾーンに分けて調査を実施しておりますので、防府市内が二、三十ゾーンはあると思われれます。そのゾーン間の交通量の調査をいたしておりますが、まだ具体的な解析数字は出ておりません」との答弁がございました。

これに対し、「防府と山口の交通量を見ることも大事であるが、防府市内の交通量がどのようになっているのか、具体的なデータが出れば、ぜひ資料として出していただきたい。また、都市同士よりは防府市内の交通をどうするかということが大きな課題であるので、防府市内の総合的な交通計画がどうあるべきかということが出るような計画をつくっていただきたい」との要望がございました。

以上をもちまして、交通網整備促進対策特別委員会の中間報告とさせていただきます。どうもありがとうございました。

中心市街地活性化対策調査特別委員会の中間報告

議長（久保 玄爾君） 次に、中心市街地活性化対策調査特別委員会の中間報告を受けます。原田特別委員長。

〔中心市街地活性化対策調査特別委員長 原田 洋介君 登壇〕

19番（原田 洋介君） 去る5月25日に中心市街地活性化対策調査特別委員会を開催いたしましたので、その経過について概要を御報告いたします。

まず、防府駅北土地区画整理事業、まちづくり交付金事業について、平成16年度、17年度の事業施行箇所の説明を受けました。

次に、防府駅てんじんぐち第一種市街地再開発事業についての説明の主なものを御報告いたします。

都市再開発法第90条登記でございますが、権利床の確定に伴い、再開発ビル用地の共有持ち分を3月25日付で登記されました。なお、90条登記時点では、保留床はすべて再開発組合の所有とのことでございます。

また、再開発ビルの愛称については「ルルサス防府」に決定いたしました。

山口県住宅供給公社では、マンションの名前を「リーベックス57」と命名され、40戸の募集戸数に対して92名の申し込みがあり、5月8日に開かれた抽選会で入居予定者が決まったということでございます。

再開発ビルの共用部分の管理については、公募型プロポーザル方式により維持管理者が3月末に内定したということでございます。

再開発ビルの工事の進捗状況ですが、4月末現在の出来高は10.0%ということで、予定どおりの進捗になっているということでございます。

立体駐車場につきましては、防府地域振興株式会社が保留床として取得し、独立採算制での運営をするとのことで、台数は229台、営業形態とすれば、住宅居住者用は月決めとし、公共と商業用は負担金と時間貸しの併用を、また、24時間営業の駐車場であることから、深夜や休館・閉店時につきましても時間貸しとして運営する計画とのことございます。

なお、公共や商業が駐車料金を月1台当たり8,000円を負担することにより、外来者には最初の1時間を無料とするという考え方を商業者の方に提案しているとのことございます。

保留床の取得につきましては、取得費全体額の6億879万4,000円を、再開発組合の定款に基づきまして、平成17年度に80%、平成18年度に20%を支払う計画で

再開発組合と仮契約を締結し、議会の議決後、本契約としたいということでございます。

また、公共公益施設新設工事とアスピラート連絡橋設置工事については、全体額の1億8,779万2,500円を工事の進捗状況に応じて平成17年度に80%、平成18年度に20%を支払う計画で再開発組合と仮契約を締結し、議会の議決後、本契約としたいということでございます。

続きまして、TMOについての説明の主なものを御報告いたします。

まず、TMOまちづくり防府の活動について、中小小売商業高度化事業としては、再開発ビルの商業施設におけるテナントミックス事業に取り組んでいることや、3月には表参道景観整備計画に係るTMO計画策定事業を終えたこと、またソフト事業としては、3月20日、21日に銀座商店街で「防府アートフリマ・イン・スプリング」を開催し好評であったことや、チャレンジショップ事業、繁盛店づくり事業（いわゆるプロジェクトH事業）については平成17年度も引き続き事業を実施していくこと、さらに17年度の新規事業として、7月から天神ピア内において、趣味の品や手づくりの作品を展示・販売するワンボックス展示販売事業を実施していく予定であるとの説明がございました。

次に、株式会社周防夢座についてでございますが、2億円を増資目標額として、6月から8月にかけて、幅広い方々からの出資をお願いしていくとのことでございます。

また、テナントミックス用の施設を取得するための補助要件が17年度から変更され、補助を受けるためには、共同出資会社ではなく、地方公共団体が出資をしている特定会社であることが必要となりました。市としては、周防夢座に対して、増資のために出資するのではなく、特定会社の要件を満たすために必要ということで出資を考えていますが、この場合、市が出資者として負う責任は出資の範囲内の有限責任となり、これを超える責任は存在しないとの説明がございました。

さらに、補助金の現状について、リノベーション補助金については17年度で事業採択されたとの国の内示を受けておりますが、これとは別に、現在、新しい補助制度である戦略的中心市街地中小商業等活性化事業補助金についても国に要望されており、6月下旬には結果の発表があり、活用する補助制度が決まりますので、出資金及び補助金について9月議会に補正予算を計上したいと考えておりますとの説明がございました。

以上の報告を受けた後、質疑に入りました。

その主なものを申し上げますと、「再開発ビルの図書館利用者について、1時間以上駐車した場合、市として無料券を出す考えがあるのか」との質疑に対して、「受益者負担という考え方もございますので、無料にするのは1時間が限度というふうに考えております」との答弁がございました。

また、「防府駅北土地区画整理事業のうちD街区、E街区の今後のスケジュールはどうなっているのか」との質疑に対して、「E街区とD街区の一部について、建物移転補償費積算業務を専門業者に委託しており、平成17年10月末に完了する予定でございます。その後、権利者と建物移転に向けての協議を行い、18年度にはE街区の建物移転、19年度以降、E街区の基盤整備、D街区の建物移転及び基盤整備という順に事業を進めていく予定にしています」との答弁がございました。これに関連して、「できるだけ地元の要望を聞きながら、行政でできる範囲のことをしてあげていただきたい」との要望がございました。

さらに、「周防夢座に対して市が出資しなければならないとのことだが、どの程度出資するのか」との質疑に対して、「周防夢座の増資のための出資ではなく、補助制度を有効に活用していくための出資ということになります。現在、2つの補助制度を検討中のため、出資額を明確に申し上げる段階ではございません。検討後、議会の方に御報告申し上げることになるかと思っております」との答弁がございました。

以上をもちまして中心市街地活性化対策調査特別委員会の中間報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） ただいまの各特別委員会の中間報告に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 以上で特別委員会の中間報告を終わります。

推薦第1号人権擁護委員候補者の推薦について

議長（久保 玄爾君） 推薦第1号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 推薦第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員のうち貞永美紗子氏の任期が9月30日をもって満了となりますので、引き続き推薦いたすことにつきまして、人権擁護委員法の規定により議会の御意見をいただくため、提案するものでございます。

御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、推薦第1号については、これに同意することに決しました。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて

議長（久保 玄爾君） 承認第1号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 承認第1号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が3月25日に公布されたことに伴い、本市の市税条例及び都市計画税条例もこれに準じて改正する必要が生じましたが、市議会にお諮りするいとまがございましたので、専決により措置したものをこのたび御承認いただくものでございます。

改正の内容につきましては、お手元の参考資料にお示ししているとおりでございます。

御承認くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、承認第1号については、これを承認することに決しました。

承認第2号専決処分の承認を求めることについて

議長（久保 玄爾君） 承認第2号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 承認第2号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律等が4月1日に公布、施行されたことにより、本市の国民健康保険条例もこれに準じて改正する必要が生じましたが、市議会にお諮りするいとまがございましたので、専決により措置したものをこのたび御承認いただくものでございます。

改正の内容につきましては、国民健康保険における保険給付等に要する費用に対する国庫負担率が見直され、新たに都道府県調整交付金が導入されたこと等により、保険料の賦課に関する規定の条文整備を行うものでございます。

御承認くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、承認第2号については、これを承認することに決しました。

承認第3号専決処分の承認を求めることについて

議長（久保 玄爾君） 承認第3号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 承認第3号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、平成16年度防府市同和地区住宅資金貸付事業特別会計予算の歳出中、公債費について、繰上償還を行ったことにより、平成16年度の防府市同和地区住宅資金貸付事業特別会計予算を補正する必要が生じましたが、市議会にお諮りするいとまがございましたので、専決により措置したものをこのたび御承認いただくものでございます。

今回の補正内容につきましては、歳入において住宅新築資金貸付金元利収入の増額分を計上し、歳出では公債費の増額分を計上いたしましたものでございます。

御承認くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、承認第3号については、これを承認することに決しました。

報告第8号防府市土地開発公社の経営状況報告について

議長（久保 玄爾君） 報告第8号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 報告第8号防府市土地開発公社の経営状況報告について御説明申し上げます。

まず、平成16年度の決算でございますが、お手元の事業報告書、収支決算書、損益計

算書、貸借対照表及び財産目録にお示ししているとおりでございます。

事業概要について御説明申し上げますと、市街地開発用地につきましては、市街地再開発事業用地を年次計画により防府市に譲渡いたしました。

次に、平成17年度の事業計画でございますが、公有地の処分につきましては、市街地再開発事業用地を防府市に譲渡することにいたしております。

以上、概要を御説明申し上げ、報告にかえさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本件に対する質疑を求めます。25番。

25番（田中 健次君） 16ページ、17ページに公社の用地の明細表が掲載されております。こういう形で土地の明細が出されるようになったのはここ五、六年ぐらいだと思うんですけども、いわゆる塩漬け土地というものが随分問題になって、そういう形からこういうふうになっていっていると思うんです。防府市の場合、この残高については今38億円ぐらいあるという形になるわけですけども、これは随分何年か少しずつ行政が買うであるとか、あるいは売るであるとかいう形でこの金額が減っているのは大変結構だと思います。

ちょっとお聞きをしたいのは、最初に市長の行政報告でありました市街地再開発用地西区というようなその土地が、この明細表の中でははっきりと出てこないわけですよ。上から7段目になる防府駅北土地区画整理事業市街地再開発事業用地というか、この中にほかの用地と一緒にあっておるんだらうと思うんですが、こういう形であると、少し離れた土地が再開発用地という形で一緒にあっていないかという気がして、土地をどういうふうに進んでいるのか、これからどういう計画があるのかということをお私たちが把握するのに、一緒にあっておるんではわかりにくいような気がしてなるんです。そういう形でこの内訳について、余り細かく、今回の例えば登録・提案募集したのも北区ですけども、それは一つと考えていただいて構いませんが、その中身がどんなふうになっているのか、簡単にお教え願いたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 再開発用地としてトータルで16億5,842万6,933円でございますが、東区でございますけれども、期末残高で10億8,659万1,432円、それから西区でございますが、5億7,183万5,501円となっております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 25番。

25番(田中 健次君) そうすると、ちょっと確認のためにお聞きしますが、今回再開発用地という形で登録・提案募集した土地の簿価は5億7,800万円ぐらいの金額であるということですね。

議長(久保 玄爾君) 財務部長。

財務部長(中村 隆君) 正確に申し上げます。5億7,183万5,501円でございます。

議長(久保 玄爾君) ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長(久保 玄爾君) 以上で報告第8号を終わります。

報告第9号財団法人防府スポーツセンターの経営状況報告について

議長(久保 玄爾君) 報告第9号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長(松浦 正人君) 報告第9号財団法人防府スポーツセンターの経営状況報告について御説明申し上げます。

まず、平成16年度の決算でございますが、お手元の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録にお示ししているとおりでございます。

主な事業といたしましては、運動広場整地工事、黄金の森給排水工事、プール管理棟換気設備工事等を行い、施設環境の改善に努めてまいりました。

スポーツ教室におきましては、幅広いニーズに対応した種目を採用するとともに、スポーツ体験教室の開催などスポーツ活動の普及に努めました。

次に、平成17年度事業計画の概要について御説明申し上げます。

スポーツ教室につきましては、市民の健康志向、生活充実志向に的確にこたえ、子どもから高齢者まで年間を通して健康づくりができるよう普及促進に努めてまいります。

体育施設につきましては、その有効利用を図るとともに、引き続き適正な管理運営及び施設の改善に努めてまいります。

以上、概要を御説明申し上げ、報告にかえさせていただきます。

議長(久保 玄爾君) 本件に対する質疑を求めます。3番。

3番(松村 学君) 今、昨年度改修されたところを申し上げられましたが、次回、今皆さん御承知のとおりスポーツセンターの施設は本当に老朽化が進んで、また台風等でかなりまだまだ被害箇所が見受けられております。そういう流れの中で来年度、再

来年度ぐらいでどういうところが改修になってくるのか、この辺をちょっと御説明していただきたいなと思います。

それと、もう1点ですが、できましたら今何力年かで年次計画みたいなのを立てられていらっしゃいましたら、その辺もお聞かせいただきたいなと思います。

議長（久保 玄爾君） 教育委員会参事。

教育委員会参事（惠藤 豊君） 今の御質問にお答えいたします。

スポーツセンターそのものの施設はかなり老朽化が進んでおりますけれども、修繕箇所そのものは細かいところではかなりあります。大幅な修繕箇所云々については、今のところ台風等々で傷んだ箇所についてはほぼ修復しておりますので、細かい部分のみが残っておるということで、大きいところはないというところでございます。

また、整備計画につきましては、それぞれこちらの方ではプールが少し漏水をしている部分とか、それとか運動広場の防球ネット、そういったあたりをやりたいということも考えておりますし、また体育館の床もかなり傷んでおりますけれども、この研磨につきましては限度がありますので、その辺の費用等また予算等かんがみながらそれぞれ計画をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 3番。

3番（松村 学君） 今言われましたスポーツセンターの床の件でございます。もう既に3回の研磨を終えられたと。もうこれ以上研磨することはできない状況にあるというのは私も聞いております。そうなりますと今度はやはり全面的な張りかえという形になると思うんですが、国民体育祭も控えておりますし、また年々市民の皆様の体育館利用、今年度だけでも15万人ぐらいの利用者があったと聞いております。そういう流れの中でひとつこういうこともぜひ、今の将来計画検討委員会もでございます。こちらの方でしっかり議論していただいて、早い時期に対応していただくよう要望して、終わります。

議長（久保 玄爾君） ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 以上で報告第9号を終わります。

報告第10号財団法人防府市住宅協会の経営状況報告について

議長（久保 玄爾君） 報告第10号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 報告第10号財団法人防府市住宅協会の経営状況報告について御説明申し上げます。

まず、平成16年度の決算でございますが、お手元の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録にお示ししているとおりでございます。

事業の内容といたしましては、中層耐火構造住宅及び木造住宅合わせて97戸の賃貸住宅の健全な維持管理に努めてまいりました。

次に、平成17年度事業計画でございますが、引き続き97戸の賃貸住宅の適正な維持管理を図るとともに、健全な運営に努力してまいりたいと存じます。

以上、概要を御説明申し上げ、報告にかえさせていただきます。

議長（久保 玄爾君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 以上で報告第10号を終わります。

報告第11号財団法人防府市公営施設管理公社の経営状況報告について

議長（久保 玄爾君） 報告第11号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 報告第11号財団法人防府市公営施設管理公社の経営状況報告について御説明申し上げます。

まず、平成16年度の決算でございますが、お手元の事業報告書、収支計算書及び財産目録のとおりでございます。

事業内容は、9業務を受託して施設等の維持管理に努めてまいりました。

次に、平成17年度の事業計画でございますが、お手元の事業計画書及び収支予算書のとおりでございます。

以上、概要を御説明申し上げ、報告にかえさせていただきます。

議長（久保 玄爾君） 本件に対する質疑を求めます。10番。

10番（木村 一彦君） この公営施設管理公社の従業員は昨年と比べて変動があるかどうか。あるとすればどの分野でどういう理由か。それからまた、17年度、人員の計画はどうか、御説明願いたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 人員の増減があるかということですが、16年度決算に関する書類の中で業務を9業務受託しております。ページにつきましては、4 - (3)とい

うところですが、庁舎管理事業あるいは記者室管理、住居表示あるいは廃棄物処理場等々で人数をお示ししているとおりでございます。

そして、17年度においてどのように変わったかということですが、4-(7)にございますように9業務から7業務に縮小いたしております。その7業務になった分については業務の受託が減ったというところでございます。

その主な理由といたしましては、17年度の予算等々で見たいわけてございますけれども、4-(10)のところでございますけれどもウの事務費、事務局費の中で租税公課費といったところが出てまいります。16年度は363万1,000円であったものが974万4,000円というところで、これまで消費税あるいは法人市民税、県民税等々かからなかったものが新たにかかるようになるとか、そもそも公営施設管理公社といったものにつきましては公営施設の効率的な管理を受託するというために設立されているものでございますけれども、それが法律的に国の税制等でなくなるといったところで、さらなる効率的な運営ができないかといったところで2業務について縮小を図ったといったものでございます。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） 業務が9から7に縮小されたということです。人数は何人から何人になるんですか。

議長（久保 玄爾君） 暫時休憩します。

午前10時51分 休憩

午前10時54分 開議

議長（久保 玄爾君） 休憩を閉じて会議を再開します。総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） それでは、業務の人数の減ったところを申し上げます。

庁舎管理業務につきましてはマイナス1名でございます。これは、前期の行政改革等々でありましたように、シルバー人材センター等の委託等々で業務の効率化を図ったためでございます。

次に、住居表示業務につきましては皆減のマイナス2となっております。これにつきましては、先ほど御説明したとおり、雇うことによって税がかかってくるといったような状況ですので、防府市から直接雇うということによって節税対策をいたしているものでございます。

次、最終処分場につきましてはマイナス2でございます。これは、公営施設管理公社が

ら直営の臨時職員への変更でございます。

あわせて破砕処理場管理業務につきましては、これも市から直雇いというところでマイナス3となっております。

それから、索道の管理業務でございますが、同じ理由でマイナス2名となっております。合わせますと10名の人数等が公社が減じているという状況でございます。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） 10名減ったということですが、昨年度は何人だったんですか。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 4 - (3) ページを見ていただきたいわけですが、4 - (3)、4 - (4)あるいは4 - (5)でございますけれども、おのこの人数が決算として出してございます。庁舎管理事業は11、あるいは4 - (5)の事務局までいきますと55名になるのではと存じます。

それから17年度につきましては、4 - (8)、4 - (9)、4 - (10)等々で記載いたしておるとおり、ざっと足しますと45名になるのではと存じます。

今急に出しましたので若干誤差があるかもしれませんが、そういう状況で報告書並びに計画書に人数等、きちんと記載させていただいております。

議長（久保 玄爾君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 以上で報告第11号を終わります。

報告第12号社会福祉法人防府市社会福祉事業団の経営状況報告について

議長（久保 玄爾君） 報告第12号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 報告第12号社会福祉法人防府市社会福祉事業団の経営状況報告について御説明申し上げます。

まず、平成16年度の決算でございますが、お手元の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録にお示ししているとおりでございます。

各施設及び事業について概要を御説明申し上げますと、愛光園では、在宅の知的障害者を対象に、自立と社会への適応性を高めることを目標に掲げ、個々の主体性を考慮した生

活指導と作業指導を行い、大平園では入所によって更生に必要な指導訓練を行ってまいりました。やはず園では、お年寄りが快適な日常生活を送れるよう、健全な環境の保持と適切な処遇に努めてまいりました。なお、同園につきましては、本年3月末日の施設の廃止をもって事業を終了いたしました。

身体障害者福祉センターにおいては、在宅障害者の更生相談や機能回復訓練などを継続的、計画的に行い、社会生活への適応性を高めることにより、障害者の自立や社会参加の促進につながるよう努めてまいりました。

なかよし園につきましては、就学前の心身障害児に対し、通園により集団生活に適應できるように、個別の年間目標に沿って機能回復訓練、その他必要な指導を行ってまいりました。

わかくさ園では、地域における心身障害者の生きがいの拠点として、在宅障害者一人ひとりの個性を生かした指導、訓練を行ってまいりました。

ホームヘルプサービス事業では、日常生活を営む上で支障のあるお年寄りや心身障害者のため、家事援助や身体介護等を行ってまいりました。

次に、平成17年度の事業計画でございますが、支援費制度の導入により、受託運営主体から自立経営主体へ転換すべく、各施設、各事業の持つ目的及びその機能を十分に考慮しながら、なお一層積極的に事業を推進し、効果的な施設の運営に努めてまいります。

以上、概要を御説明申し上げ、報告にかえさせていただきます。

議長（久保 玄爾君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 以上で報告第12号を終わります。

報告第13号財団法人防府市公園緑地協会の経営状況報告について

議長（久保 玄爾君） 報告第13号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 報告第13号財団法人防府市公園緑地協会の経営状況報告について御説明申し上げます。

まず、平成16年度の決算でございますが、お手元の事業報告書、収支計算書及び財産目録にお示ししているとおりでございます。

事業内容につきましては、市民の緑化意識の高揚を図るため、花壇講習会や花の苗の配布などを実施いたしました。また、市が設置しております公園の維持管理や各種公共施設

の樹木管理を受託いたしまして、植栽樹木の適切な維持管理に努力し公園等の利用増進を図るとともに、都市緑化の推進に取り組みました。

次に、平成17年度の事業計画でございますが、防府市緑化推進委員会と連携をとりながら、市が行う緑化事業を共催し、講習会の開催など花と緑に包まれた美しいまちづくりの推進に努めてまいりたいと存じます。

さらに、受託事業につきましては、樹木管理に万全を期し、公園等の利用者の心が和み安らげる憩いの場となるよう維持管理に努めてまいる所存でございます。

以上、概要を御説明申し上げ、御報告にかえさせていただきます。

議長（久保 玄爾君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 以上で報告第13号を終わります。

報告第14号財団法人防府市水道サービス公社の経営状況報告について

議長（久保 玄爾君） 報告第14号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。水道事業管理者。

〔水道事業管理者 吉田 敏明君 登壇〕

水道事業管理者（吉田 敏明君） 報告第14号財団法人防府市水道サービス公社の経営状況について御説明申し上げます。

まず、平成16年度の決算についてでございますが、お手元の事業報告書及び財務諸表等にお示しいたしているとおりでございます。

事業の内容につきましては、検針業務をはじめ滞納整理業務、メーター取替業務、漏水調査業務、給配水管の修理業務、配水管布設業務など、水道事業の円滑な運営と市民サービスの向上に努めてまいりました。

次に、平成17年度の事業計画についてでございますが、本年も給配水管の修理業務をはじめとする市民生活に密着した業務を中心に、公社の目的である水道事業の円滑な運営と防府市民の健康と福祉の増進に寄与してまいりたいと考えております。

以上、概要を御説明申し上げ、報告にかえさせていただきます。

議長（久保 玄爾君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 以上で報告第14号を終わります。

報告第15号財団法人防府市文化振興財団の経営状況報告について

議長（久保 玄爾君） 報告第 15 号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 報告第 15 号財団法人防府市文化振興財団の経営状況報告について御説明申し上げます。

まず、平成 16 年度の決算でございますが、お手元の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録にお示ししているとおりでございます。

事業内容につきましては、市から委託を受けた防府市公会堂、防府市地域交流センター及び防府市青少年科学館の 3 施設について、それぞれの機能に応じた管理運営業務を適正に実施するとともに、設立の趣旨に沿った文化事業及び科学事業を企画、実施いたしました。

次に、平成 17 年度事業計画でございますが、受託した 3 施設の一層の利用促進を図り、文化を通じたまちづくりを推進し、市民に愛される施設となるよう適正な施設管理を実施するとともに、3 施設の機能に応じた各種事業を展開いたします。

事業内容といたしましては、防府市公会堂及び防府市地域交流センターにおきましては鑑賞事業、育成事業及び発表事業の 3 本柱による文化芸術事業の推進を図り、防府市青少年科学館におきましては科学事業及び視聴覚ライブラリー事業の推進を図ることにより、市民一人ひとりが常日ごろから文化の心をはぐくみ、文化を創造し、文化を享受することができる環境づくりに努めてまいります。

以上、概要を御説明申し上げ、報告にかえさせていただきます。

議長（久保 玄爾君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 以上で報告第 15 号を終わります。

報告第 16 号社団法人防府市農業公社の経営状況報告について

議長（久保 玄爾君） 報告第 16 号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 報告第 16 号社団法人防府市農業公社の経営状況報告について御説明申し上げます。

まず、平成 16 年度の決算でございますが、お手元の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録にお示ししているとおりでございます。

事業の内容につきましては、農作業受委託事業では防府市農作業受託者協議会の活動の支援を行うとともに、各種受委託事業の推進に努めてまいりました。地域農業の担い手の育成に関する事業では、農業技術トレーナーによる新規就農者と研修生の教育及び技術指導等を実施いたしました。地域住民との農の交流事業では、大平山市民農園やミニ農園の利用者に栽培技術の現地指導を実施いたしました。

次に、平成17年度事業計画でございますが、農作業受委託事業につきましては、防府市農作業受託者協議会の活動を積極的に支援するとともに、無人ヘリコプターによる防除作業等の受託事業の推進を図り、受託規模のより一層の拡大に努めてまいります。地域農業の担い手の育成に関する事業につきましては、農業技術トレーナーによる新規就農者の研修や登録オペレーターの技術研修を行ってまいります。地域住民との農の交流事業につきましては、引き続きミニ農園等利用者への栽培技術の講習会を実施し、支援を行ってまいります。

以上、概要を御説明申し上げ、報告にかえさせていただきます。

議長（久保 玄爾君） 本件に対する質疑を求めます。10番。

10番（木村 一彦君） 16年度の受託事業の実績が9 - (1)ページに出ております。これによりますと、直接受託の計画と実績の差異が非常に大きいですね。まず、オペ受託の方はずっと春作業、秋作業、計画が出ておまして、実績は無人ヘリを除いてほとんどゼロ。それから直接受託の方も計画に対して実績はその数分の1と。中には10分の1というのもあります。非常に計画に対して実績が少ない。これはなぜなのかということが一つ。

それから、9 - (15)ページに今度は17年度の事業計画が出ております。これによりますと、今のオペ受託については、16年度はずらっと計画がかなり数字が出ておったんですが、17年度はオペ受託は無人ヘリを除いてほとんど計画なし。そして直接受託の方も16年度に比べると非常に少ない。ほぼ16年度の実績並みの計画が出ております。16年度よりは本当に小さい計画になっております。これはどうしてなのか。

この2つの点についてちょっとお伺いしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 今の御質問の件でございますけれども、16年度計画値と実績値がかなり乖離しているという御指摘でございますけれども、率直に申し上げて計画の数値は、事業が行われる、たくさん入ってくるという希望的な数値を掲げておりました。言ってみれば過大な見積もりが16年度はあったのかなというふうに思っております。

したがいまして、17年度との関連がございますけれども、17年度は16年度の実績値が出ておりますので、そこをベースにしながらかなり厳しい形での見込みの数値を掲げております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） 16年度が希望的観測というか、かなり過大な目標を立てていたと。だから今回は現実的な目標にするんだということですがけれども、それと今、農業公社は、ずっと問題になってきました、平成16年度中には市からの補助はなくしていく、独立採算で成り立っていくようにするという計画だったのが、それができていない。9 - (6)、9 - (7)に収支の計算書が出ていますけれども、例えば9 - (6)の収入の部では、比べますと予算に対して決算は328万円、収入が少なかったと。支出についても予算と決算を比べますと150万円、これは支出が多かったということになるんですか。

がついているのは差額ですから多かったということだと思います。そういうふうには採算は余りよくないんですね。

そういう中でこういう計画で、果たして大幅な縮小計画で採算の向上が図れるんだろうかという率直な疑問を持つんですけれども、この辺はどうでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） まず、人件費の方からお答え申し上げたいと思います。

当初は13年に農業公社が発足しましたときに、17年度で人件費の補助は解消しますよという一定の方針があったと思います。しかしながら、当時の事業計画、これもまた率直に申し上げてかなり過大な部分があったのも事実です。したがいまして、17年度に人件費の補助金がゼロになるという事態には至っておりません。

しかしながら、この決算書でござらんになっていただけるとわかると思うんですが、16年度の決算、補助金等の収入の部でございますけれども、予算は市と農協の人件費の補助にかかわるトータルが当初794万円程度ということで組んでおりましたけれども、事業収益が若干上がった関係がございますので、その辺を人件費の補助の方と相殺いたしまして決算額が減っております。といいますのは、この差額が、市なり農協が人件費補助として出される補助額が減った、その差が額になるわけでございます。そういったことで補助金支出の縮減にも努めてきたわけでございます。

そういった中で、事業費全体が縮小していく中でということでございますけれども、今無人ヘリの事業は徐々に実績を上げております。しかしながら、先ほど御質問がございましたようにオペ受託とか直接受託、あのあたりが事業が本当は伸びてほしいんですけれど

も、なかなか需要の関係が思うように広がっておりません。そういったことで、全体の事業費縮小はしてあるんですけれども、当面ドル箱であります無人ヘリについての事業拡大は、若干ではありますけれども17年度も図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） そうしますと、こういう、当初に比べたら大変縮小した事業計画でいこうということ、言い方を変えれば着実なやり方ということになるのかもしれませんが、このペースでいきますと、人件費の市からの補助というのはいつ時点ぐらいでなくても済むようになるのか、その大体的見通しですね。今現在の見通しは大体どのぐらいを考えておられるのか、説明してください。

議長（久保 玄爾君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 非常に難しい御質問にお答えしなければなりません。

人件費の補助が皆無になるということは、少なくともこの四、五年先になるとかならないとかいう状況にはならないと思います。といいますのが、さっき言いましたように16年度の決算におきまして17年度の予算にしましても補助金の縮減は努力しておりますけれども、それがゼロになるということは、何年になりますよ、何年後になりますよということは今の時点では言明ができない段階でありますし、逆の言い方をしますと、額の多少はともかく人件費に対する補助金というものはしばらくの間は続けていかなければならないだろうというふうに考えております。

ここが公社が成り立つか成り立たないかの一つの根幹的なところでもありますので、そういった補助金の削減の努力をしながらも補助金を出していくということは、しばらくの間、時間を要するだろうというふうに思っております。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 25番。

25番（田中 健次君） 9 - (5) に会議の開催の状況が出ておりますが、理事会の議決事項の欄の3月31日の議案4号で防府市農業公社長期計画というのがございます。その上の1号から3号については、17年度の事業計画、収支予算はこの資料の中身だと思うんですが、農業公社の長期計画というのはどのようなことを盛り込まれておられるのか、その概要をひとつぜひお聞きしたいということが1点であります。農業公社のあり方についてはいろいろ議論があるところですので、ぜひその関連でお聞きしたいのが1点です。

もう一つは、もう新年度の予算が措置されていますので今から言われても難しいのかも

しませんが、9 - (16) のところで2、地域農業の担い手育成に関する事業、あるいは3のところでは地域住民との農の交流事業というのがあります。地域農業の担い手育成のところは、新規就農者の指導のほかには例えば教育委員会との連携による農業体験学習、あるいは3の地域住民との農の交流事業、ここではミニ農園の拡大、管理の支援だとか市民と農家との交流だとか、こういった非常に興味がある事業が掲げられております。

興味があると申しますのは、4月に教育民生委員会で愛媛県の今治市に行ってまいりましたが、今治市ではこういった地域のミニ農園というのか、そういうのがやはりあるわけでございます。農業公社ではなくて直接に市の農業担当の課があずかっておるという形でありましたけれども、市が農業講座をやると。その農業講座はやはり同じようなことを、多分ここでも農業講座と言わなくて、もう少し個別に似たようなことをされていると思うんですが、その中で今治市は地産地消を一生懸命進めているところで、したがってそこでやる農業講座は有機農業を推進すると。肥料だとか農薬を使わない、そういう農業講座を推進する。

それから、そういう農業講座の修了生が生産集団をつくって、学校給食無農薬野菜生産研究会というような形でそういった修了生が学校給食に無農薬野菜をするという形で、地域の農業の拡大といいますが、そういうことにも道を開く活動をされております。

そういう芽になるような事業がここで少し展開されておりますので、ぜひ今後そういったことを視点に入れて、こういった面について、防府市が都市型の農業公社ということで、そういったことが一つの農業公社の事業のあり方として今後考えなくてはならない課題ではないかと思うんですが、その辺要望ということでお聞きを願いたいと思います。

最初の長期計画についてだけよろしくお願いします。

議長（久保 玄爾君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 今御質問のありました長期計画でございますけれども、これはことしを入れまして4年間です。その収支見込みを立てたということの会議の様子 様子は入ってませんけれども、そういう収支の計画が示されたという意味合いでの会議の内容でございます。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 25番。

25番（田中 健次君） 収支の計画ということですが、やはりこの間のオペ受託が余り進まないとか直接受託が思ったほどではないというようなのが防府市の農業を取り巻く現状だろうと思うんです。そういう中で次に何をするのか、もう少し長期的な戦略といいますが、そういうものをぜひ検討いただきたいということを要望しておきます。

議長（久保 玄爾君） 以上で報告第 16 号を終わります。

報告第 17 号平成 16 年度防府市一般会計継続費繰越計算書の報告について

議長（久保 玄爾君） 報告第 17 号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 報告第 17 号平成 16 年度防府市一般会計継続費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

本年 3 月の定例市議会で継続費の補正について御承認をいただきました桑山中学校講堂改築事業につきまして、お手元の繰越計算書でお示ししておりますとおり繰り越したものでございます。

これをもちまして報告にかえさせていただきます。

議長（久保 玄爾君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 以上で報告第 17 号を終わります。

報告第 18 号平成 16 年度防府市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

議長（久保 玄爾君） 報告第 18 号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 報告第 18 号平成 16 年度防府市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

本年 3 月の定例市議会で予算の繰り越しについて御承認をいただきました新農業水利システム保全対策事業外 20 事業につきまして、お手元の繰越計算書でお示ししておりますとおり繰り越したものでございます。

これをもちまして報告にかえさせていただきます。

議長（久保 玄爾君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 以上で報告第 18 号を終わります。

報告第 19 号平成 16 年度防府市競輪事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

議長（久保 玄爾君） 報告第 19 号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 報告第 19 号平成 16 年度防府市競輪事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

本年 3 月の定例市議会で予算の繰り越しについて御承認をいただきました競輪場施設改修工事につきまして、お手元の繰越計算書でお示ししておりますとおり繰り越したものでございます。

これをもちまして報告にかえさせていただきます。

議長（久保 玄爾君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 以上で報告第 19 号を終わります。

報告第 20 号平成 16 年度防府市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

議長（久保 玄爾君） 報告第 20 号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 報告第 20 号平成 16 年度防府市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

本年 3 月の定例市議会で予算の繰り越しについて御承認をいただきました公共下水道事業につきまして、お手元の繰越計算書でお示ししておりますとおり繰り越したものでございます。

これをもちまして報告にかえさせていただきます。

議長（久保 玄爾君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 以上で報告第 20 号を終わります。

報告第 21 号平成 16 年度防府市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

議長（久保 玄爾君） 報告第 21 号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。水道事業管理者。

〔水道事業管理者 吉田 敏明君 登壇〕

水道事業管理者（吉田 敏明君） 報告第 2 1 号平成 1 6 年度防府市水道事業会計予算繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

地方公営企業法第 2 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 1 6 年度予算に定めた建設改良事業のうち第 4 期拡張事業及び施設改良事業につきまして、お手元の繰越計算書でお示しいたしておるとおり繰り越したものでございます。

これをもちまして報告にかえさせていただきます。

議長（久保 玄爾君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 以上で報告第 2 1 号を終わります。

報告第 2 2 号専決処分の報告について

報告第 2 3 号専決処分の報告について

報告第 2 4 号専決処分の報告について

議長（久保 玄爾君） 報告第 2 2 号から報告第 2 4 号までの 3 議案を一括議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 報告第 2 2 号から報告第 2 4 号までの専決処分の報告について一括して御説明申し上げます。

本案は、議会の委任による専決処分をすることができる事項に基づき、防府市営住宅の明け渡し等請求に関する和解について専決処分したものでございます。

専決処分の内容でございますが、本年 3 月の定例会市議会において御報告いたしました防府市営住宅の明け渡し等請求に関する訴えのうち報告第 2 号、報告第 5 号及び報告第 6 号の計 3 件につきまして、お手元にお示ししておりますとおりに被告と和解したものでございます。

以上、専決処分について御報告申し上げます。

なお、3 月の定例会市議会で御報告いたしました訴えの提起 6 件のうち、3 件につきましては和解が成立し、3 件につきましては本市の勝訴判決となりましたことを御報告申し上げます。

議長（久保 玄爾君） ただいまの補足説明に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 以上で報告第 2 2 号から報告第 2 4 号までを終わります。

報告第25号専決処分の報告について

議長（久保 玄爾君） 報告第25号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 報告第25号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本案は、議会の委任による専決処分をすることができる事項に基づき、損害賠償の額を決定したものでございます。

事故の概要でございますが、平成16年11月30日午後3時ごろ、都市計画課職員が公園用務のため県道防府停車場向島線を佐波方面に向かって進行中、寿町6番48号付近で渋滞により徐行運転していたところ、前方車両がブレーキをかけたことに気づかず当該車両に追突し、車両の後部を破損させたものでございます。

車両の修理も完了し、お手元の参考資料のとおり示談が成立いたしましたので、これを専決処分したものでございます。

職員の交通事故防止につきましては、平素から十分に注意を促しており、今後、交通安全指導をより徹底し、事故防止に努めてまいりたいと存じます。

以上、御報告申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本件に対する質疑を求めます。7番。

7番（藤本 和久君） 報告第25号専決処分の報告に対しまして2点ほど質問させていただきます。

1点目ですが、この事故は平成16年11月30日に発生して、示談が成立しましたが平成17年3月24日です。示談が成立するのに114日かかっております。追突事故ですから過失割合も明白、それから人身事故には至っていないということから判断をして、もっと短期に示談が成立してしかるべきだというふうに思いますけれども、なぜ114日もかかったのか、その理由を聞かせてください。

2点目ですが、最近の事故報告は平成15年9月、平成15年12月、平成16年3月及び平成17年3月議会で報告されております。どちらかといえば、事故はあってはならないんですけれども情状酌量の余地はあったというふうに思いますけれども、今回の事故はあってはならない追突事故です。厳しく対処すべきだと思うんですけれども、もし手元に事故報告書があれば、そこに記載されております再発防止について聞かせてください。

以上2点です。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 2点お答えします。

114日ということですが、その間何もしなかったわけではありません。やはり交通事故で私どもに非がある場合については誠意を持って交渉に当たるとというのが私たちの務めでございます。いたずらにおくませたというものではなくて、誠意を持って交渉したけれども114日かかったといったことで御理解を賜りたいと思います。

なお、他市の例によりますと、示談に至るまでは全部保険会社任せといった事例が多ございますけれども、本市の場合はきちんと担当が対応して誠意を持って交渉しているという状況でございます。

それから、2点目の交通事故云々ですが、一つ仕組みなんですけれども、事故報告書というのはこういう事故が起きた、あるいはどういう状況であったといったものについて詳細なものを出してもらうことといたしております。

それと、その後どうしたかといったことですが、これはその処置でございますけれども、常に交通事故の防止については、交通事故につきましては交通安全管理者がおりますので、常日ごろ交通事故の撲滅について注意を払うようにしております。また今回も出るということで、この前ではございますが、7月には警察署の交通の方の担当まで来ていただいて交通安全の研修会をやるのではないかといたしております。ということで、一つの方策として交通安全については常に気をつけるように、交通安全運転管理者あるいは副安全管理者を中心にそういう研修を行っているというのが一つです。

いま一つ、対策ですが、交通事故につきましては庁内処分といったものがあります。これは昭和49年に処分基準が発足したわけでございますけれども、交通事故にあつては例えば交通三悪、無免許、スピード違反、飲酒等についてはこういう基準になりますよ、あるいはその場合も人身、物損、その他というランク等々を設けておまして、今回の場合はその他のランクになりますし、人身でもありません。物損ということで、これは庁内の懲戒等処分委員会の基準に従って、処分といえば戒告以上になりますけれども、訓告以下の処分であったと思います。あるいは嚴重注意とかとなりますけれども、それはそれできちんとその対応に当たっているという状況です。

なお、戒告等の処分以上になりますといわゆる所属長につきましても処分の対象となりますので、訓告になるのか、そのケースによって違いますけれども、所属長の処分が問われた場合については、いわゆる書面でもって交通事故に気をつけましょうとか、ああいったものについてまた改めて注意を喚起していただくというような対策をとっております。

議員さんおっしゃいますように、交通事故はあつてはならないもの、あるいは最近暑くなっておりますので、自分が気をつけても相手から突っ込んでくるという場合もありますので、防衛運転も含めて、これは常に口を酸っぱく、庁議も含めまして注意を喚起してい

るという状況でございます。今回このような示談書が出たことについては、私どももまだ足らなかったかなというような反省の面もありますが、それ以上に常に喚起していると、交通事故防止に取り組んでいるという状況を御説明しまして回答とさせていただきます。

議長（久保 玄爾君） 7番。

7番（藤本 和久君） ちょっと質問が悪かったのかもしれませんが、処分をせいと私は言うたのではなしに、対処ですから事故再発防止を聞きたかったんです。

市長は先ほど決意書を述べられましたけれども、「職員の交通事故防止につきましては、平素から十分に注意しておりますが、今後、交通指導安全をより徹底し、事故防止に努めてまいりたいと存じます」と。これ今までの事故報告で同じ言葉を言われておるわけです。私は市長だから仕方ないとは思いますが、事故に応じた決意が述べられてしかるべきではないかなというふうに思います。今後とも厳しくお願いしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 以上で報告第25号を終わります。

議案第48号市道路線の認定について

議長（久保 玄爾君） 議案第48号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第48号市道路線の認定について御説明申し上げます。

本案は、大日1号線外11路線の認定をお願いするものでございます。

内容といたしましては、宅地開発に伴う11路線及び県からの移管に伴う1路線の認定でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第48号については、原案のとおり可決されました。

議案第49号財産の取得について

議長（久保 玄爾君） 議案第49号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第49号財産の取得について御説明申し上げます。

本案は、防府駅てんじんぐち第一種市街地再開発事業で建設される再開発ビルへ図書館を全館移転するため、同事業の施行者である防府駅てんじんぐち市街地再開発組合から保留床を取得しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第49号については、原案のとおり可決されました。

議案第50号財産の取得について

議案第51号財産の取得について

議案第52号財産の取得について

議長（久保 玄爾君） 議案第50号から議案第52号までの3議案を一括議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第50号から議案第52号までの財産の取得について、一

括して御説明申し上げます。

この3議案は、防府市学校給食共同調理場建設事業に伴い、厨房設備の充実を図り、安全な給食を効率よく提供するために厨房備品を取得しようとするものでございます。

取得に際しましては、厨房備品を炊飯・洗浄機器関係、食材保存・器具消毒機器関係、調理・衛生機器関係の3つの分野に分け、入札を行うことといたしました。

内容につきましては、お手元の参考資料にお示ししておりますとおり、防府市学校給食共同調理場厨房備品のうち炊飯・洗浄機器関係は有限会社シュウヨウ外5社により、食材保存・器具消毒機器関係は有限会社シュウヨウ外6社により、調理・衛生機器関係は有限会社シュウヨウ外6社により、それぞれ指名競争入札を行いましたが、いずれも落札者がございませんでしたので、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、それぞれの入札において最低価格で申し込みのあった山口調理機株式会社と随意契約による契約を締結しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） ただいまの補足説明に対し、一括して質疑を求めます。25番。

25番（田中 健次君） この議案50号から52号という形で厨房備品というものが私たち議員にどういうものが入るかということをはっきりとさせていただいたわけでありまして、また、きょうは当日の補足資料という形で数量、規格あるいは配置図というものまで用意いただきまして感謝をしております。

給食センターがどのような形になるのかということは大変な関心事だろうと思えます。単に昼食を食べさせるというようなセンターであってはならないと思えます。先ほどもちょっと申しましたけれども、教育民生委員会でことし行きました高知県の南国市、ここでは教育長が学校給食を南国市の教育の中核に据えるという形で、私たちの行政視察に対し教育長自身が熱く語られました。また今治市は地産地消の取り組みが大変進んで、地域農業を活性化させるような方向に進んでいると思えますし、その中で食育が地産地消ということをサポートする。地産地消と食育がお互いに影響し合って活性化させていくという形で、食を変革するような事業ということも総合学習の中でされておりました。南国市の教育長も今治市も、やはりその中で日本型の食文化というものを追求していくんだということをおっしゃられたのが印象的であります。

それから、今治の中でもう一つ印象に残るのが、いただきますという言葉ですが、仏教用語であなただけの命をいただきますと。それからごちそうさまは、食材を集めてくださった方、調理をしてくださった方に感謝の気持ちをあらわすんだと、こういうことも給食の中で教えているというお話です。だから、そういう施設でなくてはならない、学校給食セン

ターがですね。

そういう形で今回の施設を見ますと、米飯給食に対応できるような、今、週2日ですけれども週5日対応できるような施設であるということは大変喜ばしいことだと思いますし、また焼き物や煮物、それから蒸し物などがスチームコンベクションオープンという形でできるということなど評価をするものです。

一つ気になるのが、センターでありますからやはり自校方式と違って手づくり感と申しますか、先ほどごちそうさまというのは調理をしてくださった方に感謝をする気持ちをあらわすと。調理だけではなくて、食材を集めていただいた方に感謝をするという、確かにごちそうの「そう」には「走」という字を書くわけですからそういう意味もあるんだろうと思うんですが、そういった形で手づくりのものにできるだけ私はこだわっていただきたいと思うんです。

そうすると、この厨房備品の中で若干、これは固定式のものがこの中には含まれていると。可動式のものとは来年度の予算の中で考えるというのが教育民生委員会の方で聞いておる説明ですが、そういう形で本当に手づくりのきちっとしたものができるとかどうか。もう少しこの一覧を見るだけではわかりにくいわけですが、そういった点でよそのセンターの図面だとかいうのを見ますと、例えば山梨県の南アルプス市立白根・八田学校給食センターというのがありまして、平成15年に運用開始で4,000食つくっております。それを見ますと、卵割り機、フードスライサー、さいの目切り機、それからリンゴ皮むき芯とり機、こういったものがやりやすいということで入っております。それから万能食品成形機、これは多分ミートボールだとかあるいはハンバーグなんかを手づくりできるようなものだと思います。それからパン粉つけ機、これもやっぱり同じように、もう一つさっきのものでいけばコロツケなんかも成形できるんだと思うんですが、こういったものが機器に入っております。そういったものについて今後さらに入ることがあるのだろうか、移動式のもので。

それから、あるいは最近はお塩素消毒だとかそういうことが非常に問題になっております。前よりも野菜の塩素消毒ということがきちっとあるわけですけれども、残留塩素テスターだとかいうものも入っております。そういった機器がこの中にはちょっと見えないので心配になるわけですけれども、そういうものが来年度以降購入の予定があるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 教育委員会参事。

教育委員会参事（恵藤 豊君） 今のお答えですけれども、17年度、今回の取得につきましては主なものを挙げております。そこにつきましても先ほど言われましたように、

例えばフードスライサー、それからさいの目切機、そういったものについては来年購入予定というふうな格好で進めたいと思っております。

また、それぞれことしの分につきましては固定の部分が多いんですけども、来年はコンテナ、食缶カート、また包丁のまな板の殺菌庫、そういったいわゆる器具の消毒用カート、そういったものについて衛生についても万全を期したいというふうに思っています。

そういった意味でも、ことしにつきましては、それぞれ先ほど手づくりというふうなことがございましたけれども、1日に3,500食ということになりますと一つ一つ例えばパン粉をつけて、いろいろトンカツとかそういったものを揚げるとなると、かなりの作業になりますので、その辺につきましてはなかなか手づくりということが難しいかなというふうに思っております。また、先ほど割卵機、いわゆる卵を割る機械というふうなことがありましたけれども、これも場合によっては機械で割るわけですけども、卵の殻が中に入ったりということもございますので、防府市といたしましてはできれば手で割って卵の確認をしながら調理をするというふうなことにも持っていきたいなというふうに思っております。

なかなかきめの細かい対応というのは、これから先、あるわけでございますけれども、その辺につきましては今後また課題として順次進めていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 25番。

25番（田中 健次君） 私の思いと若干違う部分もありますけれども、その辺は今後の課題という形でさまざまな場で議論を深めていきたいと思えます。

1つだけ、割卵機、心配しておったのは、そういうものがないというのは、いわゆる疫卵というようなものがありますので、そういうものを使わないでちゃんとした卵を使っていたかということが今方針になっているということで、その点は安心をいたしましたということを申し添えておきたいと思えます。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） 入札についてわからない点がありますので、ちょっと質問いたします。

例えば議案第50号の参考資料を見ますと、一番下に入札不調による随意契約の相手方ということで、見積金額が9,820万円となっています。これに消費税を上乗せしたものが契約金額だと思うんですが、念のためお伺いしますが、これは予定価格より低い金額なんですか。どうでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 予定価格より低い価格でございます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） そうしますと、これを落札した山口調理機さん、第1位の入札者ですが、3回入札して最後は山口調理機さんは1億620万円で入札されたけれども、これが予定価格を上回っていたために入札不調となったということです。ですから予定価格は1億620万円と、契約した9,820万円の間にあるということです。1億620万円と契約した9,820万円の差が800万円ある。この間に予定価格が存在していたということだと思います。

山口調理機さんは800万円のダンピングと言ったらいいんでしょうか、値下げをして契約されたということですが、そういう理解でよろしいですか。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） そのように考えていただいて結構だというふうに思っております。

議長（久保 玄爾君） 7番。

7番（藤本 和久君） 114ページに食器浸漬機、それから食器・トレイ洗浄機、食器・トレイ整理装置というのがありますけれども、食器がPen食器なのか強化磁器なのか、私、一般質問でも強化磁器にすべきだという質問をしたんですけれども、まだ決まっていなかったというふうに伺ってますが、それが決まらないうちにこういうのが設計できるのかと不思議なんです。食器は決まっておるのか決まってないのか、どちらでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 教育委員会参事。

教育委員会参事（恵藤 豊君） 食器につきましては、まだ決まってはおりません。来年度ということで、まだその辺は決めておりません。

議長（久保 玄爾君） 7番。

7番（藤本 和久君） 例えば強化磁器の食器にすればかなり重たくなると思うんですけれども、それでも食器・トレイ整理装置、ここらは重力に耐える装置になっておるんでしょうか。

それから、枚数もまだ決まってないと思うんですけれども、それぞれの能力はあるのかどうか、お願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 教育委員会参事。

教育委員会参事（恵藤 豊君） 枚数につきましては、子どもの数がほとんど大体確定するというのが、来年の9月に開始するわけでございますけれども、それについて大体

枚数は積算できるというふうに思っております。

重量のことについては、私の方は今資料を持ち合わせておりませんので、申しわけありませんがちょっとお答えはなかなかできませんが……。

議長（久保 玄爾君） 7番。

7番（藤本 和久君） 強化磁器でも耐え得る装置になっておるかどうか、それだけお答えください。

議長（久保 玄爾君） 教育委員会参事。

教育委員会参事（恵藤 豊君） ちょっと調べたいと思いますので、よろしいですか。対応できるということで今返事をいただきましたので、すみません。

議長（久保 玄爾君） いいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） それでは、質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております3議案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております3議案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第50号から議案第52号までの3議案については、原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時 1分 開議

議長（久保 玄爾君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

議案第53号委託契約の締結について

議長（久保 玄爾君） それでは、議案第53号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第53号委託契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、当初予算で御承認をいただいております防府駅てんじんぐち第一種市街地再開発事業に係る施設建築物新築工事の委託契約の締結についてお諮りするものでございます。

内容につきましては、公共公益施設の新設工事及びアスピラート連絡橋設置工事について、防府駅てんじんぐち市街地再開発組合と委託契約を締結しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。10番。

10番（木村 一彦君） 市の持ち分の建設について組合に建設工事を委託するということですが、連絡橋や図書館その他の公共公益施設については市が事業主体ですので、その辺の市の側の意思の反映と申しますか、組合にお任せして、その辺はもちろん設計図もちゃんとしていると思うんですが、その辺の保証というのはあると思いますが、どういうふうに市の側の意向が反映されるのか、その辺についてもう少し具体的にお話してください。

議長（久保 玄爾君） 土木都市建設部理事。

土木都市建設部理事（藤本 澄夫君） これは、持ち分というのではございませんで、今から再開発組合に市の都市化と公共公益部分の工事をお願いするということでございます。持ち分を取得するのではなしに、改めて工事をお願いすると。

それで、要するにどういうふうに意思が反映されているかということですが、市も再開発組合の組合員になっておりますので、それで事業変換計画等立てます際において市のちゃんとした意見を述べさせてもらっておりますので、それに基づきまして10月15日に権利変換が行われたということでございます。

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第53号については、原案のとおり可決されました。

議案第 5 4 号工事請負契約の締結について

議案第 5 5 号工事請負契約の締結について

議長（久保 玄爾君） 議案第 5 4 号及び議案第 5 5 号の 2 議案を一括議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第 5 4 号及び議案第 5 5 号の工事請負契約の締結について一括して御説明申し上げます。

この 2 議案は、当初予算で御承認をいただいております防府市学校給食共同調理場建設工事の請負契約の締結についてお諮りするものでございます。

工事の内容につきましては、平成 1 8 年 9 月からの中学校給食完全実施に向け、鐘紡町の建設用地に文部科学省の補助を受けて市内の中学校 8 校に給食を供給する共同調理場を建設しようとするものでございます。

お手元の参考資料にお示ししておりますとおり、建築主体工事は澤田建設株式会社外 8 社により、機械設備工事は桂工業株式会社・株式会社山本工業共同企業体外 6 共同企業体により、それぞれ制限付き一般競争入札の公募により参加のありました業者による入札を行いました結果、建築主体工事は藤本工業株式会社が落札し、機械設備工事は三起設備総業株式会社・株式会社中冷山口共同企業体が落札いたしましたので、これらと契約を締結しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） ただいまの補足説明に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております 2 議案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております 2 議案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第 5 4 号及び議案第 5 5 号の 2 議案につきましては、原案のとおり可決されました。

議案第56号工事請負契約の締結について

議長（久保 玄爾君） 議案第56号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第56号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。本案は、当初予算で御承認をいただいております防府浄化センター7・8系列建設工事の請負契約の締結についてお諮りするものでございます。

浄化センターにつきましては、昭和53年2月より下水の処理を開始し、水処理施設6系列で運転しておりますが、下水道処理区域の拡大に伴い、今後下水の流入量の増加が見込まれることから、その処理能力の増強を図るため、水処理施設2系列の増設を平成17年度から平成19年度までの3カ年の継続事業として実施するものでございます。本契約は、そのうち土木構造物の建設工事につきましてお願いするものでございます。

お手元の参考資料にお示ししておりますとおり、制限付き一般競争入札の公募により参加のありました株式会社大本組・成長建設株式会社共同企業体外4共同企業体で入札を行いました結果、若築建設株式会社・山陽建設工業株式会社共同企業体が落札いたしましたので、これと契約を締結しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第56号につきましては、原案のとおり可決されました。

議案第57号防府市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について

て

議長（久保 玄爾君） 議案第57号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第57号防府市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について御説明申し上げます。

平成15年9月、地方自治法の一部を改正する法律が施行され、現在管理委託制度により管理委託を行っている公の施設については、同法施行後3年以内に指定管理者制度に移行するか市の直営にするかを選択することとなります。

指定管理者制度の導入に当たっては、指定管理者が行う管理の基準や業務の範囲などを対象となる施設の個別の設置・管理条例に定める必要がございますが、本案は、各施設に共通する指定管理者の指定の手續等について、総括的な事項を定めるため、条例を制定しようとするものでございます。

また、指定管理者が施設の管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関し必要な事項を定めるため、防府市個人情報保護条例についてもあわせて改正を行うものでございます。

条例の要旨等については、お手元の参考資料にお示ししているとおりでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。25番。

25番（田中 健次君） 何点か御質問をしたいと思います。

最初に、151ページになりますが、4条の申請があったときに基準に照らして審査をするというふうになっていますが、その3番目、「事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること」という文言があります。この中の前半の管理を安定して行うために必要な人員ですが、これは質と量と両方とも含んだ意味での人員なのか、ただそういう職員というのか労働者の数が十分に確保できるという意味なのか、あるいは施設によっては活動実績であるとか専門性であるとか技術だとか、そういうものが伴うと思いますので、そういう質もひっくるめた意味の人員なのかということの確認がまず第1点です。

2番目ですが、第5条で公募によらない指定候補者の選定ということで、次のいずれかに該当する場合には公募によらず指定候補者を選定することができるということで書いてあります。この中の1番目と2番目がちょっとわかりにくいので御説明いただきたいんですが、公募に対して申請がないというときに公募によらず指定候補者を選定することがで

きると。公募に対して申請がないわけですから公募によらず指定候補者を選定するしかないわけですけれども、公募がないものをどうやって指定するのか。公募がなければ直営でいくしかないわけでありまして、公募がない場合にどういうふうに指定をするのか、私の頭ではちょっと想定ができませんので、御説明を願いたいと思います。公募に対してなければ直営でいくしかないと思うんですが、いかがでしょうか。

それから、申請があった団体に前条各号の基準に該当する者がいない場合、次の第2号ですが、そのときに基準に該当しないと、基準を満足しないという場合、候補者を公募によらず選定すると、そのときに基準の緩和があるのかどうか、第4条のですね。第4条の基準の緩和があるのであれば第4条の基準というものがなし崩し的な形になるわけで、第4条の基準というものがそういう場合に緩和されることがあるのかどうか、これを、条例の運用という形になるとは思いますが、お聞きしたいと思います。

それから、これははっきりとここに盛られておる内容ではありませんが、6条に関連するということでお伺いしますが、指定管理者といっても実態的には請負ということになるわけですね。そうすると、地方自治法で請負に対する制限というようなものがあったと思えますが、自治体の長や議員本人または親族が経営する会社なんかは制限されるということだったと思えます。そういうことを考えれば、長や議員本人または親族が経営する会社は指定管理者になれないというような条文がどこかにあってしかるべきではないかと思うんですが、この辺についての御見解をお願いしたいと思います。

それから最後、4番目ですが、8条で事業報告書の提出ということをおっしゃっています。それで、これを読むと毎年度終了後60日以内に報告をするということになっておるわけですが、いろんな可能性を想定すると、例えば年度が終わらないと、年度が終わって60日、約2カ月以内でないと報告できないわけですね。年度の途中で行政の方が見ていてどうも不都合があるのではないかとか、どうも心配だというときに、途中で業務内容の報告というのか、そういうことを聴取するというのか、そういうことがこの条例を見る限りできない形になっておるのではないかと思います。年度の途中で業務の内容について業務報告の聴取というような項目が盛られてしかるべきではないかと思うんですが、この辺についてどういうふうに考えられているのか。

以上4点お伺いしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） それでは、お尋ねのところですが、最初は第4条の管理を安定して行うための人員及び云々ですけれども、このあたりについては計画書を出していただいて、その中身については審査基準で特にすぐれているとか、すぐれた内容とか、標

準的とか、あるいは劣った内容とか、非常に劣っているとか、そういった評価で対応していきたいというふうに思っております。

それから、公募に対し申請がない場合、これは次の議案で出てまいりますけれども、サンライフ等々については公募条例を今からお諮りいたそうとしておりますけれども、現にシルバー人材センターに管理委託をしております。したがって、サンライフの例ですが、公募の対象とするわけですけれども、なければ改めてシルバー人材センター等に指定をするということ等があるかと想定できます。という条項で、ない場合といいましても現在管理を委託していれば、それは幾らでも指定ができるというふうに解釈をしております。

それから、前各条の基準に該当する者のない場合、それも同じでして、ある程度募集要項でお示しはいたしますけれども、これはちょっと無理だということになると、選考基準に当てはまらない場合については、やはりどなたかを指定せざるを得ないのかなというふうに思っております。もしくはできなければ直営をせざるを得ないというふうに考えます。

次、6条関連の云々ですけれども、これは管理の代行というところで請負契約等々ではない、新しい形態の指定管理者制度でございます。したがって、御指摘のとおり市長あるいは議員さん等々においてはできるのかといったところもありますが、新しい、解釈のない指定管理者制度でございますので、募集要項につきましてそのあたりを制限していきたいというふうに考えております。

それから、事業報告書の云々ですけれども、事情聴取をすることができるというのは当然のことでございます、やはりサービスが落ちてるよ、あるいは不手際があったよということにつきましては、指定管理者制度をお願いしている、あるいは指定している立場から、条例にないからできないというものではなくて、やはりそのあたりについては事情聴取等をするのは当然の責務と思っております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 25番。

25番（田中 健次君） ちょっと逆になりますけれども、最後の分は市の方としたら責務ですけれども、受けた方がそれに対して事情聴取に応じないというような場合はどうなるのか。それは非常に信頼関係がないような状況になるわけですけれども、例えばそういうことについてはどうなるのか、そういうことも考えてそういうものを条例の中に盛り込むべきではないかというのが意見です。

もしそれをやるのが当然だということであれば、7条の協定の締結というのがありますが、7条の2項の7号、2項では「前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする」ということで、7番目、「その他市長等が必要と認める事項」という中でそういうこ

とを契約の中に盛り込んでいただきたいと思いますと思うんですが、その辺についての御意見をお聞きしたいと……。

それから、長や議員本人や親族が経営する会社については要項で制限するということがありましたから、それで結構だと思います。

それから、その前の5条の関係ですが、公募に対して申請がないという場合、現にある場合を言われましたけれども、そうするとこれは現に委託している場合ということで、そういう場合にそういうことがあるというふうに考えるということですね。

2番目で、2つ目の申請のあった団体で該当する者がいない場合は4条の基準の緩和はしないということによろしいのかどうか、ちょっとその辺について確認をしたいと思います。

それから、4条のさっきの3号ですが、事業計画書に沿った管理を安定して行うために、必要な人員とか財政的基盤を有しておることというわけですね。だから、さっき部長は計画書の中身を見て、すぐれておるかどうかが判断したいというふうな答弁だったと思うんですが、そういうすぐれている事業計画書であっても、それを安定して行うために必要な人員とか財政的基盤があるかないかというのは客観的な何らかの基準で判断するわけですね。だから私が言っているのは、その必要な人員というのは人数を確保すればいいという、そういう量を確保できる体制があればいいということなのか、その中には量だけではなくて、確保する人の質という問題も当然考えて基準にするのかどうかということをお伺いしているわけです。

だから、質の内容として例えば専門性だとか、これまでの活動実績だとか、技術だとか、そういうものが考えられるけれども、人の数の確保と同時にそういう専門性、技術、実績というものの確保ということも同時にここで基準にするのかどうかということをお伺いしたいわけです。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） それでは、お答えはまた逆さまになりますが、第5条の質か量かということですが、1点、人員と安定的基盤だけを見るものではありません。したがって、審査基準というものは要するに優劣、ここはいいけれどもここは悪いといったものもあるかと思うんです。ですからそれらについては、例えば予定いたしておる中には、事業計画書の内容について住民の平等な利用が確保できることがあるのかといったような項目、あるいは公の施設の効果を最大限に発揮させることができるのかとか、管理に当たってはいわゆる経費の縮減が提案されているのかとか、計画に沿って管理を安定して行うための人員とか、財政的基盤があるのかといった、総合的にやるわけでございます。したがって、職員の体制、人数もありましょうし、質もありましょうし、あるいはこ

れまでの経験として良好な運営実績があるのか、これは質になると思うんですね。

だから、ただ1点だけで評価するものではありませんでして、おのこの項目について点数あるいは指数を出しまして、それらの総合評価でいきたいというふうに考えております。

それから、第5条であったかと思えますけれども、これから個別の指定管理者制度を出すものについては管理委託制度をしているものを想定いたしております、業務委託を除きまして全く直営であったものを直ちに公募といったことについては今のところ予定をいたしておりません。したがって、管理を現在委託しているものについて、これから条件を整えば次の議会等に個別条例を出していきたいというふうに考えておまして、直営のものをいきなりということをご想定いたしておりませんので先ほどの回答となった次第でございます。

それから、8条の云々ですけれども、指示したことに従わなかったといった場合が想定できるではないかということですが、そこは第7条に指定管理者の指定の取り消し及び管理の業務の停止に関する事項等がありまして、こちらの指導等を著しく全く聞かないということになれば協定にも違反したことになりますので、それらを聞いていただけないということになれば指定の取り消しあるいは管理業務の停止等々を言わなくてははいけないと思うんです。

したがって、それは第7条の6項に指定管理者の指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項といった内容を入れておりますので、こちらの指導等について聞いていただければそれらの7条の2項第6号に従った措置に移らざるを得ないと存じます。

なお、7号の市長等が必要と認める事項は、前1号から6号に書けなかったものを想定いたしておまして、一般的には損害賠償をどうするのかとか、破れたらいわゆる原状回復をどうするのかとか、再委託をはいけませんとか、そういった1号から6号に書けなかったことについて、その他必要等にといたったものでございます。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 25番。

25番（田中 健次君） 4条の3号にこだわったのは、その前の1号と2号については文章的にははっきりわかるから、3号のその人員というところがあいまいな感じがするので質と量と両方含むのかということをお尋ねしたわけで、質も含むということですので、その点については了解をいたしました。

それから、5条の関係ですが、ちょっと釈然としないのが、当面は今委託に出しているものを想定しているのかというようなことだったわけですが、これは当面だけではなくて、

もう少し中長期の条例だと思うわけです。だから中長期ということであれば、公募に対して申請がない場合というのがあるのかどうかわかりませんが、そういう意味でお聞きをいただいたらと思います。

一応今の答弁で執行部の方が考えられていることはわかりましたので、それで結構です。

ただ、ちょっとよくわからないのが5条の2号です。申請のあった団体に前条各号の基準に該当する者がいない場合ということで、その場合は4条の基準を緩めるということではなくて対応すると。これはこれでいいわけですか。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） はい、御質問の御見解のとおりで結構と存じます。

議長（久保 玄爾君） ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第57号については、総務委員会に付託と決しました。

議案第58号防府市中高年齢労働者福祉センター設置及び管理条例中改正について

議長（久保 玄爾君） 議案第58号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第58号防府市中高年齢労働者福祉センター設置及び管理条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、サンライフ防府の愛称で親しまれている防府市中高年齢労働者福祉センターにつきまして、その管理をシルバー人材センターに委託して行ってまいりましたが、平成18年度から指定管理者制度を導入するに当たり、所要の条例改正を行おうとするものでございます。

主な改正内容につきましては、新たに指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等を定め、所要の条文整備を行うものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第58号については、経済委員会に付託と決しました。

議案第59号防府市税条例中改正について

議長（久保 玄爾君） 議案第59号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第59号防府市税条例中改正について御説明申し上げます。本案は、地方税法の改正により、年齢65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の方に対する非課税措置が段階的に廃止されることから、条文の整備をしようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。10番。

10番（木村 一彦君） この議案に反対の立場で討論いたします。

今回の改正は法律改正に伴うものでありますから、市に主なる責任があるわけではありませんが、しかし、その内容は大変深刻な、市民の生活に対する影響がありますので、認めるわけにまいりません。

今回の改正の内容は、先ほど市長から説明があったように、これまで所得の合計金額が125万円以下の年齢65歳以上の方々に対しては個人住民税は非課税とされておったわけですが、これが非課税でなくなる。2年間で段階的に非課税措置を廃止するということでもあります。大体18年度では約3,100人の市民の方々に影響が出て、均等割では1,000円、所得割もさらにかかってくる。それから19年度にはやはり3,100人

の方々に均等割 2,000 円、それに所得割がかかってくるということで、大変な増税になるわけでありませう。

そのほか、65 歳以上の公的年金控除が今までやられておりましたが、これが控除額が縮小される。さらには定率減税が額が引き下げられる。定率減税については、今 4 万 6,000 人ぐらいの市民の方々に影響がありまして、平均しますと 4,300 円ぐらいの増税になると。大変な増税であります。

さきに配偶者特別控除の廃止等々もありまして、ずっと増税が続いております。しかし一方、私ども働く市民の所得というのはここ数年逆にどんどん下がっているわけでありませうから、所得が減っていく中での増税ということで大変厳しい状況を現出させると。これがまた消費購買力をさらに冷え込ませて、市内の経済に大きな否定的影響も与えるということでありませうので、これには反対したいと思います。

議長（久保 玄爾君） ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、反対の意見もありますので、起立による採決といたします。議案第 59 号については、原案のとおりこれを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（久保 玄爾君） 起立多数でございます。よって、議案第 59 号については、原案のとおり可決されました。

議案第 60 号防府市公設青果物地方卸売市場業務条例中改正について

議長（久保 玄爾君） 議案第 60 号を議題といたします。理事者の補足説明を求めませう。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第 60 号防府市公設青果物地方卸売市場業務条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、卸売市場法及び山口県卸売市場条例の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものでございませう。

主な改正内容につきましては、市場における物品の品質管理に関して、新たに規定を設けようとするもの及び卸売業者による買い付け集荷の自由化に伴う条文整備でございませう。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めませう。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。10番。

10番（木村 一彦君） この条例改正に反対いたします。

これも国の法律改正に伴うものでありまして、主たる責任が市にあるわけではございませんが、市民生活に大きな影響があるということで反対したいと思います。

今回の条例改正は、卸売市場法並びに山口県卸売市場条例の改正に伴うものでありますけれども、幾つかの改正のうち次の点で反対の立場を述べさせていただきたいと思っております。

今回の改正では、卸売業者が価格を決めて産地から買い付ける行為、すなわち買い付け集荷というそうでありますが、買い付け集荷を禁じた規制を廃止して自由化する内容となっております。この買い付け集荷の自由化拡大は、卸売業者間の取扱量の格差を広げて中小卸売業者の経営に深刻な影響を与えと言われております。同時に、卸売業者と特定産地との癒着や産地の差別にもつながりかねない。そして取引の公正を危うくするのではないかとこのような意見も出されております。そして、中小卸売業者の再編淘汰は市場廃止にもつながりかねない。そのことは小売店や零細産地の衰退を加速させるものとなります。

大都市と地方では影響は違いがあるとは思いますが、今回の改正の趣旨には以上申し上げました点で納得しがたく、反対いたしたいと思っております。

議長（久保 玄爾君） ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、なお反対の意見もありますので、起立による採決といたします。議案第60号については、原案のとおりこれを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（久保 玄爾君） 起立多数でございます。よって、議案第60号については、原案のとおり可決されました。

議案第61号防府市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例中改正について

議長（久保 玄爾君） 議案第61号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第61号防府市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正されましたので、本市もこれに準じて改正しようとするものでございます。

内容につきましては、お手元の参考資料にお示ししておりますとおり、消防団員が退職する際に支給される退職報償金の支給額について一部を増額しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第61号につきましては、原案のとおり可決されました。

議案第62号防府市消防団員等公務災害補償条例中改正について

議長（久保 玄爾君） 議案第62号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第62号防府市消防団員等公務災害補償条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されましたので、本市もこれに準じて改正しようとするものでございます。

内容につきましては、非常勤消防団員等の障害補償等に係る手指及び目の障害の等級の改定を行うもの及び所要の用語の整理を行うものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第62号につきましては、原案のとおり可決されました。

議案第63号防府市火災予防条例中改正について

議長（久保 玄爾君） 議案第63号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第63号防府市火災予防条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、消防法及び消防法施行令等の一部改正に伴い再生資源燃料が指定可燃物に追加され、指定可燃物等の貯蔵、取扱いの技術上の基準が整備されたこと、及び住宅火災による犠牲者が多いことから住宅用火災警報機等を設置することが義務づけられたこと、並びに燃料電池発電設備が火を使用する設備に追加され、当該設備の位置、構造及び管理の基準が定められたこと等から、本市の火災予防条例もこれに準じて改正しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第63号につきましては、原案のとおり可決されました。

議案第64号平成17年度防府市一般会計補正予算（第1号）

議長（久保 玄爾君） 議案第64号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。助役。

〔助役 土井 章君 登壇〕

助役（土井 章君） 議案第64号平成17年度防府市一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億2,266万3,000円を追加し、補正後の予算総額を371億8,366万3,000円といたしております。

次に、第2条の地方債の補正につきましては、4ページの第2表にお示しいたしておりますように、市街地再開発事業及び土地区画整理事業にかかわる限度額を変更いたすものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりその主なものについて御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、6ページの使用料及び手数料につきましては、さきの3月議会におきまして御審議いただきましたとおり、大平山山頂公園駐車場使用料を全額減額いたすものでございます。

次の国庫支出金及び8ページの県支出金につきましては、補助事業の内示決定等によるものでございまして、母子家庭高等技能訓練促進費補助金、次世代育成支援対策施設整備交付金、駅北土地区画整理事業費補助金及び交付金、並びに離島航路補助金でございます。

次の繰越金につきましては、平成16年度の決算見込みに基づき計上いたしております。

なお、繰越金の処理につきましては、一般会計におきまして18億円余りの黒字が見込まれますが、同和地区住宅資金貸付事業特別会計などを含めた普通会計で計算いたし、実質収支の2分の1相当額を財政調整基金に積み立て、残りの額10億円を今回一般会計の繰越金として見込み計上させていただいているものでございます。

次に、10ページの諸収入につきましては、市役所職員駐車場の利用料金及び財団法人自治総合センター自治宝くじの助成金を計上いたしております。

次の市債につきましては、駅北土地区画整理事業及び市街地再開発事業に伴うものでございます。

続きまして、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

まず、12ページの2款総務費1項総務管理費の一般管理費につきましては、自主防災組織ガイドブックの作成経費を計上いたしておるものでございます。また、地域振興費につきましては、野島海運への離島航路補助金を計上いたすとともに、コミュニティ助成事業として採択されました晒石奴保存会の衣装、用具等の整備及び明るい勝間づくり推進協議会のテント、音響機器等の整備に要する経費を各団体への助成金として計上いたしておるものでございます。

次に、3款民生費2項児童福祉費の母子福祉費につきましては、母子家庭における母親の自立支援のための高等技能訓練促進費を計上いたしております。次の児童福祉施設費につきましては、華城第二留守家庭児童学級の新設に伴う所要の経費をお願いするものでございます。

次に、14ページの8款土木費6項都市計画費の公園費につきましては、大平山山頂公園駐車場への機器設置に伴う機器使用料や保守点検委託料等を全額、減額補正いたすとともに、天神山公園トイレの改修経費を計上いたしております。次の土地区画整理費につきましては、国の内示により駅北土地区画整理事業において交付金事業分を減額補正し、通常補助事業分を追加補正いたしておるものでございます。

次に、16ページの10款教育費4項社会教育費の文化財費につきましては、県指定文化財でございます周防国分寺楼門の自動火災報知設備の改修に対する補助金を計上いたしております。また社会教育施設費につきましては、中関公民館の空調設備のリース及び華城公民館への進入路改良工事に対する所要の経費をお願いいたすものでございます。

以上、今回の補正の主なものについて御説明申し上げましたが、収支をいたしまして補正後の予備費を10億8,976万8,000円といたしております。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。10番。

10番（木村 一彦君） 11ページの雑入ですが、総務課雑入として職員の駐車場の料金が計上されております。職員組合との話し合いといいますか、これはついているんでしょうか。それからまた、この収入は用途はどういうものに使われるのか、御説明いただきたいと思っております。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 職員組合との公式見解は決着はついておりませんが、それまでに至るまで、昨年度でございますが、17回の協議等々をもちまして決着点を双方とも誠意を持って交渉してきたという経緯でございます。

それから、この財源をどこに充てるのかということでございますが、資料の12、13ページをごらんになってください。総務費総務管理費の財産管理費といったところに財源として721万9,000円といったものを充てております。

私どもとすれば、あくまでも職員の貴重なお金でございますので、引き続き駐車場の整備費等、そういった財源として有効に活用させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） これについては委員会で審議されるようでありますから余り言いませんけれども、まだ職員組合との公式の決着はついていない。それから、組合が出しているニュース等によりますと、何か公平委員会に提訴しているとかというようなこともちらっと見ました。そういうものを予算化するというのはいかなるものかというふうに思いますが、どうなんでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） まず職員組合との交渉の中身でございますけれども、結果的には消極的な見解ですけれども労働条件となりますが、例えば他市の例を見ますと、下関市にあっては職員駐車場はゼロであります。お隣の山口市もゼロ。あるいは宇部市にあっては市有地を借りているけれども有料で2,000円いただいているとか、お隣の周南市も同じでございますし、あるいは岩国市あたりではもう7カ月以上しかとめられませんよという状況等々を考えますと、結果として労働条件になるものではありませんけれども、それがいわゆる雇用の条件とか、必ず合意しなくてはいけないという労働条件とは思っておりません。そのあたりについては職員組合と、先ほど申し上げましたが17回の協議等々を通じまして、その辺はお互いの主張について確認をし合ったといったところでございます。

したがって職員組合は、いわゆる料金を取られるものについては、それは自分たちのこれまでの既得権等々から勘案して、2,000円も出すということは自分たちの労働条件にすればマイナスではないかと、そういう主張のもと、これには合意するわけにはいかないという主張でございます。

ですから私どもも、そういう主張はよくわかったと。しかし彼らも、いわゆる絶対的な労働条件として、雇用主として絶対に駐車場をすべて確保しなくてはいけないといった筋合いのものではないといったことについても組合側からは御理解をいただいているものと思っております。

公平委員会云々につきましては、これは全然私どもの関知しているところではありません。全く違う行政委員会でございますから、私どもにはいつ提出されたのか、あるいはどういう経過をたどっているのか、全く教えていただいておりますし、また聞く気もございませんので、どういう経過かは存じておりません。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） 詳しい内容に立ち入るつもりはありませんが、いずれにしる市の職員が、常々市長も言っておられるように市民が主役の市政ということで、市民の福祉、福利厚生、住民のための仕事を一生懸命やるという点では、本当に労使の亀裂を残さず合意した上での労使一致団結した行政を進めるということが私は望ましいと思います。

これ以上のことは、委員会にまた回されるようなので言いませんが、以上です。

議長（久保 玄爾君） 25番。

25番（田中 健次君） 先ほど助役が壇上で補正予算の説明の際に、一般会計で平成16年度18億円の黒字という形で、もちろん普通会計ベースで計算をして、その半分を基金に積み立てると。10億円を繰り越しというような形で言われましたが、10億円の繰り越しは予算書に出てまいりますけれども、基金の積み立ては予算書の仕組みの中で今出ておりませんので、基金の積立額が幾らになるのかお示しを願いたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 先ほど助役の口述の中で18億円、一般会計というふうに申し上げております。普通会計では約15億9,000万円余りでございまして、約16億円でございます。したがって、今、地方財政法、地方自治法、それからうちの条例等々でございますが、うちの条例では2分の1相当額を積み立てるんだというふうなことになっておりますので、基金には、財政調整基金でございますが8億円を積み立てることといたしております。

積み立てに対しましては、この決算をもちまして終了後でございますので、5月末でございますので、その後速やかに積み立てをいたしたいというふうに考えております。

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第64号については、関係各常任委員会に付託と決しました。

議案第65号平成17年度防府市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）

議長（久保 玄爾君） 議案第65号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。助役。

〔助役 土井 章君 登壇〕

助役（土井 章君） 議案第65号平成17年度防府市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,402万7,000円を減額し、補正後の予算総額を124億3,472万円といたしております。

補正の内容といたしましては、平成16年度事業の精算に伴い、歳入では支払基金交付金及び国庫支出金の過年度分を減額いたす一方、歳出では国・県への返還金を計上いたすとともに繰上充用金を減額いたしておるものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第65号については、教育民生委員会に付託と決しました。

議長（久保 玄爾君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて議了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。次の本会議は20日の午前10時から一般質問を行いますので、よろしく願いいたします。

午後 2時 5分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成17年6月13日

防府市議会議長 久 保 玄 爾

防府市議会議員 中 司 実

防府市議会議員 山 田 如 仙